

岩手県告示第517号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

令和4年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

- (1) 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - ア 設置をする者の名称 有限会社橋市土地開発
 - イ 設置をする者の住所 岩手県盛岡市夕顔瀬町9番26号
 - ウ 法人の代表者の氏名 谷藤 大樹
- (2) 特定大規模集客施設の名称 (仮称) 矢巾町藤沢地区ショッピングセンター
- (3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積
 - ア 所在地 紫波郡矢巾町大字藤沢地内
 - イ 敷地面積 27,598平方メートル
- (4) 特定大規模集客施設の用途 店舗及び飲食店
- (5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 7,568平方メートル
- (6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 7,568平方メートル
- (7) 新設予定地の用途地域 準住居地域
- (8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 令和5年3月1日
- (9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日 令和6年2月1日
- (10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 令和6年11月1日
- (11) 特定大規模集客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域
 - ア 利用者の人数の見込み 1日当たり約5,787人
 - イ 集客予定区域 新設予定地から半径2キロメートルの圏内

2 届出年月日 令和4年8月24日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年9月2日から同年11月2日まで
- (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、雫石町役場、紫波町役場及び矢巾町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、令和4年9月9日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出すること。